

稚内労働基準監督署からのお知らせ（令和8年8月）

1 労働災害発生状況

令和8年7月に確認した労働災害件数は8件でした（うち、休業1か月以上は4件）。

令和8年の労働災害件数は7月末時点で40件（前年比-11件）で減少傾向が続いています。

確認した労働災害について、休業が発生しておらず統計には載りませんが、熱中症が疑われる事案の報告も上がってきています。昨年からの報告事案を含めると、熱中症が疑われるものは水分補給が不足しており脱水状態になってなるものがほとんどです。稚内署管内の事業場で熱中症対策について確認すると、対策として塩分と水分を配布しているところが多いですが、水分を飲む量やタイミングは個々人に任せており把握していないといった事業場が多いです。熱中症は脱水状態になれば気温に関わらず起こりますし、人間は湿度、体調や年齢などでのどが渇いていなくても脱水症状になっていることがあります。そのため、事業場の皆様には水分補給や脱水状態についての周知、ルール作りをお願いいたします。

2 労働災害事例（括弧内は年齢性別、休業見込期間）※抜粋

【建設業】

・草刈り機（ハンドガイド式ハンマーモア）で堤防の草刈り作業中、斜面の草刈りを行ったところ、草刈り機の制御が不安定になったため、草刈り機から飛び降りたところ、草刈り機のクローラー部分に足を挟まれ脛の骨折を負ったもの。（60代男性、休業10日間）

【小売業】

・荷物を取りに行こうと通路を移動中、ほかの労働者を避けようとして体制を崩し、よろけて壁にぶつかった後転倒して、左手親指を骨折したもの。（60代女性、休業2か月）

・スーパーの鮮魚部門で段ボールを片づけようと運んでいたところ、濡れた床で滑り転倒、左ひざを床に打ち付け骨折を負ったもの。（60代女性、休業8週間）

【畜産業】

・作業が終わった後、長靴を洗おうとして、温水器の熱湯を長靴を履いたままかけたところ、長靴の内側に熱湯が流れ込み左足にやけどを負ったもの。（20代男性、休業9日間）

○第85回（令和8年度）全国産業安全衛生大会の開催について

毎年、全国各地で開催されています全国産業安全衛生大会ですが、今年は北海道（札幌市）で開催されます。

「大地にみなぎる 安全・健康 決意の力」をテーマに、9月16日（水）から18日（金）までの3日間開催されます。

申し込みは令和8年9月10日までとなっておりますので興味のある方はぜひお申込みください。

令和8年度は、広大な土地と豊かな自然を活かした北海道ならではの産業（農業、畜産業、食料品製造業、食品加工業等）における労働災害防止についてのプログラムもご用意しております。

詳細につきましては下記二次元コードをご参照ください。

先月の労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付状況

製造業	件
建設業	3 件
道路貨物運送業	件
林業	件
その他の事業	5 件（小売業2、漁業1、畜産業1、旅館業1）
計	8 件



第85回（令和8年度）全国産業安全衛生大会

※労働災害の発生月と労働者死傷病報告の提出月は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例です。

「Safeコンソーシアム」の加盟企業名を稚内署に掲示しています！

Safeコンソーシアムに加盟の企業名を稚内署内に掲示しています。

加盟後は、稚内労働基準監督署までご連絡ください。（0162-73-0777）

